

日高山脈襟裳十勝国立公園管理運営計画書（案）について

北海道地方環境事務所

1. 国立公園の管理運営計画について

(1) 作成目的

- ・地域の実情に即した国立公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ること。

(2) 作成主体

- ・地方環境事務所長又は自然環境事務所長（※本管理運営計画では、北海道地方環境事務所長）

(3) 作成手続

- ・関係行政機関への意見聴取
- ・自然環境局長との協議
- ・パブリックコメント 等

(4) 管理運営計画の内容

主に以下の事項を定める。

- ① 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

2. 日高山脈襟裳十勝国立公園管理運営計画書の作成

(1) 作成の背景と作業方針

- ・日高山脈及びその周辺地域については昭和 56 年に日高山脈襟裳国定公園として指定され、日高山脈襟裳国定公園管理方針が作成されていた。
- ・令和 6 年 6 月 25 日、日高山脈襟裳国定公園の指定を解除し、区域面積を約 2.30 倍に拡張したうえで、日高山脈襟裳十勝国立公園が指定されたことから、国立公園指定に合わせて管理運営計画を作成するもの。
- ・なお、管理運営計画に記載するべき、国立公園のビジョン、管理運営方針・行動計画等については、国立公園化後に設立する総合型協議会で作成する予定のため、今回は、許認可等取扱方針のみ作成することとする。

(2) 策定案の概要（局長協議事項のうちの主なものを掲載）

1) 許可、届出等取扱方針

- ・日高山脈襟裳十勝国立公園は、1 市 11 町 1 村（帯広市、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、清水町、芽室町、大樹町、広尾町及び中札内村）の区域が指定されているが、全域が分断されることなく連続した地域であり、山域から海域まで同一の基準により一体的な管理が必要であるため、管理運営計画区を区分せず全域統一の管理方針を策定する。

- ・許可、届出等取扱方針は、日高山脈襟裳国定公園の管理方針を踏襲している。

- 形状、色彩等については、周辺の自然環境と調和を図るため、次のとおり取り扱うこととする。

また、「アポイ岳周辺地区」（図 1）及び「広尾・襟裳岬海岸及び豊似湖周辺地区」（図 2）において、自然公園法施行規則第 11 条中の「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼす」ことの「等」には、太平洋及び海食崖の展望に著しい支障を及ぼすことが含まれる。

① デザイン、色彩、材料

ア) 屋根の形状

原則として勾配のある形状（切妻、寄棟等）とするが、無落雪などのため、やむを得ず陸屋根とする場合には、落ち着いたデザインとなるよう配慮し、傾斜パラペット（傾斜の付いた庇）などを付ける。

イ) 屋根の色彩

原則としてこげ茶色、赤錆色、暗緑色又は群青色とする。

ウ) 外壁の色彩

原則としてクリーム色、グレー色、白色、アイボリー、ベージュ、茶色系又は自然素材のままの色彩とする。

2) 公園事業取扱方針

- ・公園事業ごとに、許可、届出等取扱方針に準じた取扱方針を作成する。

<配慮事項・指導方針等>

法面等の緑化については、既存植生に配慮しながら早期に緑化する。

(3) 作成の経過及び施行に向けたスケジュール

R6.3～ 関係行政機関への意見聴取

R6.6～ パブリックコメント開始（～R6.7）

パブコメ結果の公表準備（管理運営計画書の施行前に公表）

管理運営計画書案の自然環境局長協議

施行